

品川区立高齢者住宅（借上型）火災保険料助成金交付要綱

制定	平成20年	3月31日	区長決定
	平成20年	4月	要綱第 36号
改正	平成21年	3月31日	部長決定
	平成21年	4月	要綱第132号
改正	平成22年	11月29日	区長決定
	平成22年	11月	要綱第126号
改正	平成24年	1月 4日	区長決定
	平成24年	1月	要綱第 5号
改正	平成27年	3月24日	部長決定
	平成27年	4月	要綱第322号
改正	平成28年	2月29日	部長決定
	平成28年	3月	要綱第 79号
改正	令和3年	5月31日	部長決定
	令和3年	6月	要綱第155号

（目的）

第1条 この要綱は、品川区に「高齢者住宅（借上型）」として賃貸することを約したものに対し、当該物件の火災保険および当該保険に付随して契約する地震保険等の保険料の一部を助成する品川区立高齢者住宅（借上型）住宅火災保険料助成金（以下「助成金」という。）交付について必要な事項を定めることにより、非常時に備え、もって品川区立高齢者住宅（借上型）運営の安定を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 助成対象者は、品川区立高齢者住宅条例（平成3年条例第4号）別表第1の種別において「借上型」に定める住宅の所有者とする。

（助成額）

第3条 助成金の交付は、年度を単位としその額は、各品川区立高齢者住宅賃貸借契約書に定める範囲の戸数の住宅火災保険料および当該保険に付随して契約する地震保険等料（以下「住宅火災保険料」という）の合計とする。ただし、一戸あたりの住宅火災保険料の額は、7,400円を限度とする。

2 助成金の算定基準日は毎年度の1月4日とする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするものは、助成金交付申請書（第1号様式）に火災保険の加入を証する書類を添付し毎年度1月末日までに区長に申請しなければならない。

(決定)

第5条 区長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、第2条の要件を満たしているか否かを調査し、助成の可否を決定する。

2 区長は、助成をすることを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成が適当でないとき、助成金交付不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

(交付請求および交付)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた対象者は、速やかに助成金交付請求書（第4号様式）により区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(取消)

第7条 区長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他区長が助成することが適当でないとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、対象者に対して既に交付されている助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年12月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年 1月 4日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年 6月 1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

名称	所在地	種別
八潮わかかさ荘	東京都品川区八潮五丁目 10 番 27 号	建設型
東品川わかかさ荘	東京都品川区東品川三丁目 1 番 5 号	建設型
大井倉田わかかさ荘	東京都品川区大井四丁目 14 番 8 号	建設型
カガミハイツ	東京都品川区二葉一丁目 3 番 28 号	借上型
パレスガル	東京都品川区南品川四丁目 5 番 4 号	借上型
メゾン琴秋	東京都品川区豊町六丁目 30 番 4 号	借上型
グレースマンション	東京都品川区西大井四丁目 12 番 11 号	借上型
アツミマンション	東京都品川区二葉一丁目 16 番 14 号	借上型
バンブーガーデン	東京都品川区豊町六丁目 30 番 11 号	借上型
オーク中延	東京都品川区中延四丁目 5 番 10 号	借上型
備考		
1 「建設型」とは、区が高齢者に提供するため建設した住宅をいう。		
2 「借上型」とは、区が高齢者に提供するため借り上げた住宅をいう。		

本表…追加[平成6年条例 14 号]、一部改正[平成7年条例 30 号・11 年 21 号・12 年 26 号]

年 月 日

助 成 金 交 付 申 請 書

品川区長 あて

申請者

住 所

氏 名

電 話

品川区高齢者住宅（借上型）火災保険料助成金交付要綱に基づき、火災保険料助成金の交付を受けたいので下記のとおり申請いたします。

記

- | | | |
|---|--------------------------|-----------------|
| 1 | 交付申請額 | 円 |
| 2 | 住 宅 名 | |
| 3 | 契約保険料 | 円 |
| | (内 訳) | |
| 4 | 限 度 額 | 円 |
| | (内 訳) @ 7, 4 0 0 円 × 戸 = | |
| 5 | 添付書類 | 火災保険の加入を証する書類写し |

年 月 日

助成金交付決定通知書

様

品川区長

印

年 月 日付で申請のありました、品川区高齢者住宅（借上型）火災保険料助成金交付要綱に基づく、火災保険料助成金の交付を下記のとおり決定したので通知いたします。

記

交付決定額

円

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

助成金交付不承認通知書

様

品川区長

印

年 月 日付で申請のありました、品川区高齢者住宅（借上型）火災保険料助成金交付要綱に基づく、火災保険料助成金の交付を下記の理由により不承認と決定しましたので通知します。

理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対するがあったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

助 成 金 交 付 請 求 書

品川区長 あて

住 所

氏 名

㊞

年 月 日付で決定通知のありました、品川区高齢者住宅（借上型）火災保険料助成金交付要綱に基づく、火災保険料助成金について下記の金額を請求いたします。

記

請 求 金 額

円